

会長	署長

令和4年度 第2回 小串警察署協議会会議録

開催日時	令和4年9月20日（火） 午後1時30分から午後3時20分までの間	
開催場所	下関市豊浦町大字小串191番地1 小串警察署 1階講堂	
出席者	委員	西村透、松尾優子、和田由華、山本正裕、森脇宏 計5人
	警察署	署長、次長、会計課長、地域交通課長、警備課長 生活安全課係員、事務局（警務課係長、警務課係員） 計8人
議題	1 警察業務の推進状況 2 うそ電話詐欺被害防止対策の推進について	
<p>1 会長挨拶 本日は、御多忙のところお集まりいただき、御礼を申し上げます。 9月14日に開催された警察署協議会会長会議に出席してきたが、各署協議会とも活発に活動していることがよく分かった。 当協議会をより盛り上げていきたいと考えているので、皆さんからの活発な意見を願います。</p> <p>2 署長挨拶 （省略）</p> <p>3 署長業務説明 （1）警務課・会計課関係業務 ア 警察安全相談 警察安全相談の受理状況について説明した。 イ 広報活動 広報活動の現状、警察官採用募集「下関市内3署合同YPセミナー」の開催、うそ電話詐欺被害未然防止功労者に対する感謝状の贈呈、海上保安庁・地元ライフセービング協会との合同水難救助訓練の実施、YouTube 山口県警察公式チャンネル「横断歩道ハンドサイン運動」の配信について説明した。</p>		

ウ 遺失物・拾得物

管内の遺失物・拾得物取扱状況、花火大会会場における窓口開設について説明した。

(2) 地域・交通課関係業務

ア 110番受理状況

令和4年7月末現在までの110番通報・署通報の受理状況について説明した。

イ トータルリスポンスタイム状況

令和4年7月末現在までのトータルリスポンスタイム状況、トータルリスポンスタイム短縮に向けた施策について説明した。

ウ 交通事故発生状況

令和4年7月末現在までの交通事故発生状況について説明した。

エ 交通指導取締り状況

令和4年7月末現在までの交通指導取締りの推進状況、横断歩行者妨害に重点を置いた取締り状況について説明した。

(3) 刑事・生活安全課関係業務

ア 全刑法犯認知・検挙件数、検挙人員

令和4年7月末現在までの犯罪情勢と犯罪抑止・検挙活動の推進状況、うそ電話詐欺被害の現状について説明した。

イ 特別法犯検挙件数、検挙人員

令和4年7月末現在までの犯罪情勢と犯罪抑止・検挙活動の推進状況、銃刀法違反・軽犯罪法違反の検挙事例について説明した。

(4) 警備課関係業務

ア 管内企業に対する各種支援活動

外国人技能実習生に対する講習の実施状況、経済安全保障に関する取組の推進状況について説明した。

イ 気象警報発表に伴う署災害警備本部の設置

台風接近に伴う対応状況について説明した。

ウ 夏祭り開催に伴う雑踏警備の実施

豊浦町、豊北町各夏祭り会場における警備状況について説明した。

エ 各種イベント、メルマガ、駐在所広報紙等による情報発信活動

広報啓発活動のほか、要人警護の対応強化について説明した。

(5) YouTube 山口県警察公式チャンネル「横断歩道ハンドサイン運動」動画の視聴

4 業務説明に関する質疑応答

(委員)

横断歩道については、歩行者と自動車の運転手の双方が互いに譲り合って動けなくなることがあるので、対処法をYouTube動画で広報したらどうか。

また、銃刀法に関して、私の会社の従業員が自動車を運転していた際、目の前を鹿が横切った直後に、後を追ってきた猟師が道路越しに猟銃を撃ったという話を聞いたことがある。

このような行為は大変危険だと思うので、警察から猟友会に厳重注意を行ってほしい。

なお、狩猟期間や狩猟禁止場所については、どのようになっているのか。

(生活安全係員)

狩猟は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、一般的には「狩

猟法」とか「鳥獣保護法」と呼ばれる法律で規制されている。

狩猟期間は、この法律等で11月15日から翌年2月15日までと規定されているが、山口県では、農林業被害が深刻であるイノシシとニホンジカについて、知事の告示により、11月1日から翌年3月31日まで狩猟期間が延長されている。

なお、狩猟期間以外の期間は、農業従事者等からの有害鳥獣駆除要請の下、駆除隊等が市長の許可を受ければ狩猟を行うことができる。

(署長)

当署管内には野生動物が多数生息しており、中でも鹿を見る機会は多い。

農作物の被害防止のために有害鳥獣の駆除は必要不可欠だが、新規の猟銃所持許可申請者が少ない。

また、猟友会会員の高齢化が深刻であり、先日当署で実施した猟銃検査の際には不適切な取扱事案を認知した。

猟友会に対しては、引き続き猟銃の取扱い等について厳正な指導を行っていく。

5 協議～うそ電話詐欺被害防止対策の推進について～

うそ電話詐欺被害防止対策の推進について説明した。

6 諮問事項に関する質疑応答

(署長)

山口県では、平成24年以降、うそ電話詐欺による被害額が毎年2億円を超えており、深刻な状況が続いている。

うそ電話詐欺の手口に関する広報や、コンビニエンスストア・金融機関の協力による水際対策を推進しているが、依然として被害が後を絶たない。

先日も、下関市内の70歳代の女性が、息子をかたった犯人からの「金を送ってくれないと警察に捕まってしまう」という電話を信じて、慌てて送金手続を取り、被害に遭っている。

『電話で現金の要求があれば、うそ電話詐欺を疑う』ということ、いかに広く県民に浸透させていくかが課題と考えている。

(委員)

不特定多数の人に詐欺メールを送り付け、その一部の人でもだまされれば、1件ずつの被害額は少額だとしても総額では大きくなるだろう。

(次長)

一度だまされた被害者を狙い、何度も詐欺メールを送り付け、どんどん被害を拡大させるといった悪質な手口もある。

(委員)

長年、民生委員をやってきたが、1軒ずつ訪問してうそ電話詐欺の広報活動を行っても、その中から被害者が出ると、一体どのような対策をとればよいのか分からなくなってしまう。

私の知人は、犯人からATMに誘い出されて被害に遭ってしまったが、全くうそ電話詐欺だと気付かなかったそうである。

そこで、今年、豊浦地区の民生委員は、町内に居住する70歳以上の独居世帯と75歳以上の全世帯を対象に、うそ電話詐欺被害防止の広報チラシを配布して、その効果を見ながら今後の防犯対策に役立てていこうという試みを行うこととしている。

豊浦町での効果を見て、豊北町の民生委員の活動にも役立てたい。

(委員)

前回の会議の後、うそ電話詐欺被害防止の広報チラシを警察に用意してもらい、黒

井地区に居住する70歳以上の全世帯に配布することができた。

10月も広報チラシの配布を計画しており、今後も継続していきたい。

ところで、先日の台風の際、大きな警報音と共に台風接近に関する防災メールがスマートフォンに届いた。

うそ電話詐欺被害防止の広報にも、こうした警報音付きメールを活用できないであろうか。

また、高齢者は、スマートフォンにメールが届いても、文字が小さいと読みづらいので、音声付きメールの活用ができないであろうか。

皆、自分が住んでいる地区で起きた事件や事故には敏感なので、タイムリーに広報してほしい。

(署長)

地区の集会等に参加して防犯広報の話を聞いている人は防犯意識が高いと思われるが、参加しない人やできない人への浸透が課題と考えている。

こうした参加しない人等の防犯意識を高めるため、様々な団体に依頼して広範囲に防犯チラシを配布するなどの広報活動を進めている。

(委員)

民生委員には地区長がいるので、各地区の地区長が一斉に足並みをそろえて動けばそうした広報活動も可能である。

月に一度、地区ごとの民生委員の会合があるので、その機会に提案してはどうかと思う。

(委員)

警察は独居の高齢者世帯を把握しているのか。

(地域交通課長)

巡回連絡という活動を通じて各駐在所で把握しており、同時に広報活動も行っている。

(委員)

駐在所の方が定期的に各世帯を巡っており、私の会社にも来られるので、その都度対応している。

(署長)

以前勤務していた警察署では、民間の方々の協力により、75歳以上の独居世帯に、「この通話は録音されています」との自動音声が出る防犯機器を配付し、電話機に取り付けてもらった。

相手に通話内容が録音されると伝えることは、防犯上有効だと思う。

(委員)

以前、知り合いの家に電話をかけたとき、同様の自動音声が出て驚いた経験があり、私も有効だと感じた。

(署長)

ただ、「電話をする度にそのような音声が出ると相手方に失礼なので、設置できない」という意見もあるようである。

(委員)

最近は携帯電話が普及しているので、固定電話だけでなく、携帯電話の対策も必要だと思う。

(署長)

お金を振り込む前の水際対策として、金融機関で口座からまとまった金額を引き出す際、職員から声を掛けられた経験はないであろうか。

警察では、金融機関に対し、高額の前金を引き出そうとする人には注意喚起の声掛

けをしていただくよう依頼しており、今後も継続して取り組む。

(委員)

話は変わるが、知人から「自宅から田んぼまで手押し式の耕耘機を移動させる際、エンジンを掛けたまま歩道を自走させると交通違反になるのか」と質問を受けたので、教えていただきたい。

(地域交通課長)

調査後に回答する。

(署長)

前回の会議で話題に上った、豊北総合運動公園付近の国道での交通安全対策について報告する。

(地域交通課長)

豊北総合運動公園付近を通る国道435号について、速度取締りを中心とした交通指導取締りを実施している。

速度取締りは数箇所で行っているが、特牛方面に向かう車線では、上り坂であるにもかかわらず、時速100キロメートル以上の高速で走行する車両もあり、御指摘のとおり違反者が多いと感じる。

これから季節が良くなり、観光シーズンになるので、引き続き交通指導取締りを継続していく。

このように問題があれば対策を講じるので、遠慮なく知らせていただきたい。

(署長)

国道435号の交通指導取締りを継続して行っていくが、歩行者が横断歩道を渡る際などに危険な状況が続くようであれば、また知らせていただきたい。

7 次回開催予定

令和4年度第3回小串警察署協議会は、令和4年12月開催予定とし、後日日程調整の上、決定する。

8 配付資料

- (1) 令和4年度第2回小串警察署協議会資料（警察署作成）
- (2) 諮問事項関係資料（警察署作成）